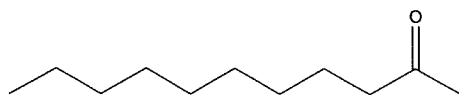


2-Undecanone

2-ウンデカノン

化学式 C₁₁H₂₂O

分子量 170.29



CAS No. 112-12-9

SEQ No. 1689 ケトン類

FEMA No. 3093

JECFA No. 296

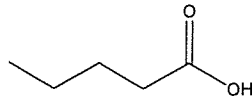
規格項目	JFFMA自主規格	参考1: JECFA規格	参考2: FCC規格
登録名称	2-Undecanone	2-Undecanone	2-Undecanone
含量	95.0 % 以上(GC法)	min. 96.0 %	min. 96.0 % GC(M-1a)
比重	0.822-0.832 (d ₂₀ /20)	0.822-0.826 (d ₂₅ /25)	0.822-0.826 (d ₂₅ /25)
屈折率	1.426-1.436 (n _{20D})	1.428-1.432 (n _{20D})	1.428-1.432 (n _{20D})
酸価		max. 5.0	max. 5.0
溶状		Solubility in ethanol : 1 ml in 1 ml 95% alcohol	1 mL in 1 mL 95% alc
確認試験	IR : 1,2,3 MS : 3,4,5 NMR : 6	ID Test : IR	ID Test: IR

Valeric acid

バレリク アシド

化学式 C₅H₁₀O₂

分子量 102.13



CAS No. 109-52-4

SEQ No. 2483 脂肪酸類

FEMA No. 3101

JECFA No. 90

規格項目	JFFMA自主規格	参考1:JECFA規格	参考2:FCC規格
登録名称	Valeric acid	Valeric acid	Valeric Acid
含量	98.0 % 以上(GC法)	min. 99.0 %	min. 99.0 % Chem(M-3b)
比重	0.937-0.943 (d ₂₀ /20)	0.935-0.940 (d ₂₅ /25)	0.935-0.940 (d ₂₅ /25)
屈折率	1.405-1.411 (n _{20D})	1.405-1.414 (25°C)	1.405-1.412 (n _{20D})
確認試験	IR :1,2,3,6 MS :3,4,5 NMR :3,6	ID Test : IR	ID Test: IR

平成18年度厚生労働科学研究費補助金

「国際的動向を踏まえた食品添加物の規格の向上に関する調査研究」分担研究

「生産量統計および行政検査結果をもとにした食品添加物の摂取量推定」

生産量統計を基にした
食品添加物の摂取量の推定
(その1 指定添加物品目)

分担研究者

佐藤 恭子

(国立医薬品食品衛生研究所薬品物部第一室長)

「生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定」研究グループ

グループリーダー

藤井 正美 (前神戸学院大学薬学部)

研究業務委任受託

高野 靖 (日本食品添加物協会)

目次

まえがき	1
1. 調査方法及び調査結果	3
2. 資料	
資料Ⅰ 調査資料一式（平成18年追加調査）	5
資料Ⅱ 第8回調査 調査票送付先リスト（平成17年分＋平成18年分）	25
3. 集計（平成17年分と追加平成18年分の合体）	43
集計1 食品添加物用途別 食添名と全出荷量、純食品向け出荷量、 輸出量調べ	46
集計2 食品添加物名別 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、 輸出量調べ	57
集計3 食品添加物名別 食添以外用途調べ	71

まえがき

本食品添加物生産・流通調査は、日本国内の食品添加物製造所に調査表を送付し、食品添加物原体（食品添加物の文字が表示されていて出荷されるもの、自家消費されたもの）の種類・生産・販売・使用についての量的調査である。

本調査では、指定添加物（食品衛生法施行規則 別表第1に掲げられている添加物）について平成16年度の生産流通を対象に平成17年度に初年度調査を行った。平成18年度は前年度の未回答を主に再度アンケート調査を行い、また内容について疑義のあるものを研究班員が手分けして質問し、これを明確化した。

平成18年度の再回答発送数は287社、内訳は再度発送したものの267社、新規に発送したものの20社であった。その結果125社（44%）から回答があった。

平成17～18年度を通じ、調査票の発送は計1079社、回答858社（79.5%）であった。回収率は過去7回の調査のなかでは最低であったが、これは調査票発送数を大幅に拡大した結果であって、総回答数は最大であった。

この修正統計データを用い、次年度加工食品統計等を用い、純食品向け添加物提供量を求め、1日1人平均食品添加物摂取量を計算する。

修正調査結果は、資料として以下の順に整理してある。

- 集計1 食品添加物用途別 食添名と全出荷量、純食品向け出荷量、
輸出量調べ
- 集計2 食品添加物名別 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、
輸出量調べ
- 集計3 食品添加物名別 食添以外用途調べ

本報告書は昭和57年以来指導・継続されている藤井正美前神戸大学薬学部教授をリーダーとして、日本食品添加物協会内に組織された研究グループによるものである。

生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定研究グループ（平成19年3月現在）

リーダー	藤井 正美	前神戸学院大学	薬学部	教授
グループ員・研究事務委任受託者	高野 靖	日本食品添加物協会	専務理事	
グループ員	浅野 貞男	前日本食品添加物協会	常務理事・技術委員長	
同	石井 健二	前日本食品添加物協会	常務理事・安全性委員長	
同	大畑 育雄	日本食品添加物協会	技術委員	
同	小見 邦雄	前日本食品添加物協会	常務理事・技術委員長	
同	川本 明男	前日本食品添加物協会	専務理事	

同	北村	利雄	前日本食品添加物協会	技術委員
同	香田	隆俊	日本食品添加物協会	技術委員
同	塩見	利紀	前日本食品添加物協会	技術委員
同	高橋	仁一	日本食品添加物協会	常務理事・技術委員長
同	平川	忠	日本食品添加物協会	常務理事・安全性委員長
同	福江	紀彦	前日本食品添加物協会	専務理事
同	湯川	宗昭	前日本食品添加物協会	技術委員

以上

1. 調査方法及び調査結果

本食品添加物生産・流通調査は、日本国内の食品添加物製造所に調査表を送付し食品添加物原体（食品添加物の文字が表示されていて出荷されるもの及び自家消費されたもの）の種類・生産・販売・使用についての量的調査である。

本調査では、指定添加物（食品衛生法施行規則 別表第1に掲げられている添加物）について平成16年度の生産・販売・使用を対象に調査を行った。

この指定添加物を対象とした調査は昭和59年第1回報告を行って以来、3年毎に行われ、今回は第8回の調査となる。

1. 平成17年度調査

(1) 調査法 アンケート方式（資料Ⅰ：送付調査資料一式）

(2) 調査対象年度 平成16年度

(3) 調査対象 指定添加物351品目

(4) 調査内容

- ① 業務の形態
- ② 製造又は輸入した品目名
- ③ 食品添加物としての出荷量及び自家消費量
- ④ 食品添加物原料としての使用状況
- ⑤ 食品用としての使用量
- ⑥ 輸出量
- ⑦ 食品以外への使用分野

(5) 調査対象製造所

原則として、平成12年に厚生省生活衛生局食品化学課が調査を実施し作成した「食品添加物製造（輸入）業者名簿」（平成12年1月現在）を基に、第7回調査までに追加してきた対象事業者に加えて、指定添加物の製造または輸入の営業を行っている可能性のある事業者をの申請を対象とした。

複数の事業所を有するところは本社でまとめて報告してもらった。（資料Ⅱ：第8回調査 調査表送付先リスト）

1-2. 平成18年度調査（17年度調査の追調査）

(1) 調査法 (2) 調査対象年度 (3) 調査対象 (4) 調査内容は平成13年度と同一とした。

(5) 調査対象製造所は、

○17年度未回答の267社

○回答を検討した結果新たに追加すべきとされた20社

計287社を対象とした。

2. 調査表回収結果

(1) 回収結果

	第7回			第8回		
	14年度	15年度	合計	17年度	18年度	合計
発 送	500	137	508	1059	287*	1079
回 収	369	69	438	743	125	868
回収 (%)	73.8	48.9	86.2	70.2	43.6	80.4

* 新規発送先 = 8

(2) 回収率の比較 (%)

	第2回 (昭和62年対象)	第3回 (平成元年対象)	第4回 (平成4年対象)	第5回 (平成7年対象)
	回収率 (%)	62.7	89.3	90.8
	第6回 (平成10年対象)	第7回 (平成13年対象)	第8回 (平成16年対象)	
	回収率 (%)	89.0	86.2	80.4

第1次調査(17年度)では70.2%、18年度実施された追調査により、最終的には80.4%となった。過去の平均回収率よりはやや低い、依然高水準であり、調査表層負数を大きく増やしたためであり、絶対数(868)はこれまで最大級であった。

3. 調査表集計上での問題点

本調査も8回を重ねて調査票への記入の間違いは減少しているが、不注意で単位を間違っているもの、調査票Ⅱの品名欄に複数の品名を書いているもの、企業番号のないもの等が散見された。電話連絡等で出来るかぎり修正を行った。

4. 調査結果

回収された調査票もとにデータをコンピュータ入力し、平成17年調査分と18年度分を合体させて集計を行い下記の集計表を作成した。

集計1 用途別 名称と全出荷量、純食品向け出荷量、輸出量調べ

集計2 食添番号順 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、輸出量調べ

集計3 食品添加物名別 食添以外の用途調べ

以上

2. 資料

資料 I

調査資料一式

(平成 18 年 追加調査)

平成18年7月

各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
伏見 環

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
食品添加物の衛生確保につきましては日ごろより格別のご配慮を頂き感謝致しております。

さて、近年食をめぐる環境は、食糧供給の海外依存度の増勢、加工食品・調理済み食品等の利用増加、喫食趣向の多様化などにより大きく変化してきております。かかる折、食品添加物の生産、流通、使用についてその状況を正確に把握することは食品衛生行政上大変重要なこととあります。

このため厚生労働省では厚生労働科学研究「生産量統計を基にした食品添加物の摂取量調査」分担研究班により食品添加物の製造業者等を対象に、その生産・輸入量について調査を行っております。

昨年、同研究班により指定添加物について調査を実施致しまして約70%の回収率で回答を頂き、現在整理をおこなっているところでありますが、より正確な製造・輸入量を把握するため、同研究班ではご回答を頂いていない製造・輸入業者の方々等に対して、再度調査を行うことと致しました。

つきましては、貴社におかれましては今年度の調査対象に該当いたしますので、ご多用中誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

指定添加物製造・輸入出荷量実態調査要領

本調査は、平成17年度厚生労働科学研究補助金(食品の安全性高度化事業)の分担研究「わが国における食品添加物生産量統計とその国際比較」として実施するものであり、藤井正美元神戸大学教授をリーダーとして、日本食品添加物協会内に組織された研究班によって行われるものであります。集計された調査結果の公表を予定していますが、記入される事項が企業別に公表されることはありません。また、記入表は所定の整理終了後、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課が回収いたします。

1. はじめに

本調査は、「指定添加物」の需要の実情を把握し、規格化その他所要の行政対応の基となる資料を得るための調査です。即ち、事業者が1年間に製造し、あるいは輸入し、出荷している指定添加物の食品向けの製造出荷量、および輸入出荷量の状況を事業者別アンケートによって調査を行うものです。

この調査は3年おきに行われておまして、過去7回行われています。今回は平成14年度及び15年度に行った調査において、実際に製造・輸入していると回答された事業者の方々を中心にその後の行政庁把握の製造輸入届出企業名簿によって修正及び追加を行い、生産、実需の実態調査を行うことになりました。

関係各位の格別の御協力をお願いする次第です。

2. 調査の対象になる「指定添加物」の範囲

本調査の対象品目は

①食品衛生法施行規則別表第1に記載されている指定添加物全品目であって、[食品添加物]の文字が表示されて出荷されたもの、添加物製剤の製造に自家使用されたもの及び、食品製造用に自家使用されたもの。

②上記の食品添加物が配合された製剤で、食品添加物製剤として輸入されたもの。

3. 調査の対象期間

平成16年4月から平成17年3月までの1年間と致します。 貴社の事業年度がこれと異なる場合は、平成16年4月1日を含む1年間としていただいても結構です。

4. 調査票の記入及びお問い合わせについて

調査票は、記入要領及び記入例にしたがって記入してください。回答に際しては、製造所ごとでなく、全社分を本社などで取りまとめて提出していただくようお願いし

ます。

なお、この調査は実需量の把握であり、製造及び輸入によって国内に供給される各添加物量ですので、添加物を購入し製剤化または小分け販売などの場合、あるいは該当品目がない場合には、①「該当品なし」に○印、および企業名、住所を記入した「調査票Ⅰ」の 1 のみ返送をお願いします。

回答に際し、不明な点、疑問な点があれば、下記宛て御照会下さい。

(照会先) 〒103-0012

東京都中央区堀留町1-3-9 日本橋三英ビル3階

日本食品添加物協会 (担当: 高野、高橋)

TEL: 03-3667-8311 FAX: 03-3667-2860

e-mail: ya-takano@jafa.gr.jp

5. 回答期限

調査票は 平成18年 8月 31日迄に 同封の封筒を使用して、下記宛て返送
いただきますようお願いいたします。

(回答送付先) 〒100-8782

東京都中央郵便局私書箱 第1731号

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

以 上

調査票 I 記入要領

調査票 I は、指定添加物名（食品衛生法施行規則別表第 2 に記載された食品添加物品名）に番号を付けた一覧表です。本調査の趣旨でいう食品添加物原体は、この一覧表のいずれかの品名に該当します。各欄の該当するところに○印を付して下さい。
 本調査の調査対象機関は、平成 16 年度（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）としますが、貴社の会計年度が異なる場合には、平成 16 年 4 月 1 日を含む年度を対象期間として下さい。

[1] 必ず記入して下さい。

企業名 ○○○○(株) 電話番号 (012) 345-678 補綴番号 999 企業番号 10001
 所在地 ○○市○○町-1-2-3 ○○番 ○○○○

[3] すべての添加物品名について、製造も輸入も購入も記入して下さい。場合、○印を記入して下さい。

[4] ①製造 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。

- 貴社で、合成原料、食品添加物（新たな食品添加物を製造するための原料として）または天然原料を使用し、合成、培養、抽出、精製などの操作を加え、規格基準に適合する食品添加物原体として製造している食品添加物原体。
 - 貴社で、化学薬品を購入して精製し、貴社で規格基準に適合する食品添加物原体として製造している食品添加物原体。
- ②輸入 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。
- 貴社で、日本で指定されている食品添加物原体として輸入している食品添加物原体。
 - 貴社で、食品添加物製剤を購入しているが、その中に日本で指定されている食品添加物原体として含まれている食品添加物原体。

調査票 I [1]

No.	品名	計算基性	①製造	②輸入	③使用	④購入
1-1	亜硝酸塩 (ナトリウム塩)					
1-2	亜硝酸塩ナトリウム					
2	亜硝酸塩ナトリウム	TOX				
3	亜硝酸塩					
4	アゾ色素					
5	亜硝酸ナトリウム					
6	亜硝酸ナトリウム					
7	アスコルビン酸-2-グルコシド					
8	アスコルビン酸-2-グルコシド					
9	アスコルビン酸-2-グルコシド					
10	アスコルビン酸-2-グルコシド					
11	アスコルビン酸-2-グルコシド					
12	アスコルビン酸					
13	アスコルビン酸					
14	アスコルビン酸					
15	アスコルビン酸					
16	アスコルビン酸					
17	アスコルビン酸					
18	アスコルビン酸					
19	アスコルビン酸					
20	アスコルビン酸					
21	アスコルビン酸					
22	アスコルビン酸					
23	アスコルビン酸					
24	アスコルビン酸					
25	アスコルビン酸					
26	アスコルビン酸					
27	アスコルビン酸					
28	アスコルビン酸					
29	アスコルビン酸					
30	アスコルビン酸					
31	アスコルビン酸					
32	アスコルビン酸					
33	アスコルビン酸					
34	アスコルビン酸					
35	アスコルビン酸					
36	アスコルビン酸					
37	アスコルビン酸					
38	アスコルビン酸					
39	アスコルビン酸					
40	アスコルビン酸					
41	アスコルビン酸					
42	アスコルビン酸					
43	アスコルビン酸					
44	アスコルビン酸					

[2] 宛先企業上の「企業番号」を記入して下さい。本社で各製造所の方もまだめられたときには、各製造所の企業番号も欄外に記入して下さい。

No.	品名	計算基性	①製造	②輸入	③使用	④購入
31	エーデルワイス					
32	エーデルワイス					
33	エーデルワイス					
34	エーデルワイス					
35	エーデルワイス					

[5] ③使用 下記に該当するときは、○印を付して下さい。

- 貴社が④に○印を付した食品添加物を製造するために、貴社でその原料として製造している食品添加物原体。
 ④購入 下記に該当するときは、○印を付して下さい。

No.	品名	計算基性	①製造	②輸入	③使用	④購入
36	キシリトール					
37	キシリトール					
38	キシリトール					
39	キシリトール					
40	キシリトール					
41	キシリトール					
42	キシリトール					
43	キシリトール					
44	キシリトール					

[6] 水酸化カリウムなど、*印が付された食品添加物は、調査票 II の調査事項 II 以降の数値をご記入の際、ご留意いただきたい食品添加物で、その際には、調査票 II 記入要領の別添資料をご覧ください。

No.	品名	計算基性	①製造	②輸入	③使用	④購入
45	グルコン酸					
46	グルコン酸					
47	グルコン酸					
48	グルコン酸					
49	グルコン酸					
50	グルコン酸					
51	グルコン酸					
52	グルコン酸					
53	グルコン酸					
54	グルコン酸					
55	グルコン酸					

[7] ピロ亜硫酸ナトリウムなど、*印が付された食品添加物は、調査票 II の上欄の食品添加物名をご記入の際、調査票 II の記入要領にご注意下さい。

No.	品名	計算基性	①製造	②輸入	③使用	④購入
56	グルコン酸					
57	グルコン酸					
58	グルコン酸					
59	グルコン酸					
60	グルコン酸					
61	グルコン酸					
62	グルコン酸					
63	グルコン酸					
64	グルコン酸					
65	グルコン酸					

企業名	電話番号 () () () 内線()	企業番号※			
所在地	担当部門	記入者氏名			

※宛名シール上の「企業番号」を記入してください。

該当なし	
------	--

調査票 I 1

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
1-1	亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛)					
1-2	亜鉛塩類 (硫酸亜鉛)					
2	亜塩素酸ナトリウム	70%				
3	亜酸化窒素					
4	アジピン酸					
5	亜硝酸ナトリウム					
6	L-アスコルビン酸					
7	L-アスコルビン酸 2-グルコシド					
8	L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル					
9	L-アスコルビン酸ナトリウム					
10	L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル					
11	L-アスパラギン酸ナトリウム					
12	アスパルテーム					
13	アセスルファミウムカリウム					
14	アセト酢酸エチル					
15	アセトフェノン					
16	アセトン					
17	アニスアルデヒド					
18	アミルアルコール					
19	α-アミルシンナムアルデヒド					
20	DL-アラニン					
21	亜硫酸ナトリウム	無水物				
22	L-アルギニンL-グルタミン酸塩					
23	アルギン酸ナトリウム					
24	アルギン酸プロピレングリコールエステル					
25	安息香酸					
26	安息香酸ナトリウム					
27	アントラニル酸メチル					
28	アンモニア					
29	イオノン					
30	イオン交換樹脂					
31	イソアミルアルコール					
32	イソオイゲノール					
33	イソ吉草酸イソアミル					
34	イソ吉草酸エチル					
35	イソチオシアネート類					
36	イソチオシアン酸アリル					
37	イソブタノール					
38	イソプロパノール					
39	L-イソロイシン					
40	5'-イノシン酸二ナトリウム					
41	イマザリル					
42	インドール及びその誘導体					
43	5'-ウリジル酸二ナトリウム					
44	γ-ウンデカラクトン					

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
45	エステルガム					
46	エステル類					
47	2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物					
48	エチルバニリン					
49	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム					
50	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム					
51	エーテル類					
52	エリソルビン酸					
53	エリソルビン酸ナトリウム					
54	エルゴカルシフェロール					
55	塩化アンモニウム					
56	塩化カリウム					
57	塩化カルシウム	無水物				
58	塩化第二鉄					
59	塩化マグネシウム					
60	塩酸					
61	オイゲノール					
62	オクタナール					
63	オクタン酸エチル					
64	オルトフェニルフェノール					
64-2	オルトフェニルフェノールナトリウム					
65	オレイン酸ナトリウム					
66	過酸化水素					
67	過酸化ベンゾイル					
68	カゼインナトリウム					
69	過硫酸アンモニウム					
70	カルボキシメチルセルロースカルシウム					
71	カルボキシメチルセルロースナトリウム					
72	β -カロテン					
73	ギ酸イソアミル					
74	ギ酸ゲラニル					
75	ギ酸シトロネリル					
76	キシリトール					
77	5'-グアニル酸二ナトリウム					
78	クエン酸	無水物				
79	クエン酸イソプロピル					
80	クエン酸一カリウム					
80-2	クエン酸三カリウム					
81	クエン酸カルシウム					
82	クエン酸第一鉄ナトリウム					
83	クエン酸鉄					
84	クエン酸鉄アンモニウム					
85	クエン酸三ナトリウム	無水物				
86	グリシン					
87	グリセリン					
88	グリセリン脂肪酸エステル					
89	グリセロリン酸カルシウム					
90	グリチルリチン酸二ナトリウム					
91	グルコノデルタラクトン					
92	グルコン酸					
93	グルコン酸カリウム					
94	グルコン酸カルシウム					
95	グルコン酸第一鉄					

企業名	電話番号 () () () 内線()	企業番号 ※			
所在地	担当部門	記入者氏名			

※宛名シール上の「企業番号」を記入してください。

該当なし	
------	--

調 査 票 I 2

No.	品 名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
96	グルコン酸ナトリウム					
97	L-グルタミン酸					
98	L-グルタミン酸カリウム					
99	L-グルタミン酸カルシウム					
100	L-グルタミン酸ナトリウム					
101	L-グルタミン酸マグネシウム					
102	ケイ皮酸					
103	ケイ皮酸エチル					
104	ケイ皮酸メチル					
105	ケトン類					
106	ゲラニオール					
107	高度サラシ粉	塩素 60%				
108	コハク酸					
109	コハク酸一ナトリウム					
110	コハク酸二ナトリウム	無水物				
111	コレカルシフェロール					
112	コンドロイチン硫酸ナトリウム					
113	酢酸イソアミル					
114	酢酸エチル					
115	酢酸ゲラニル					
116	酢酸シクロヘキシル					
117	酢酸シトロネリル					
118	酢酸シンナミル					
119	酢酸テルピニル					
120	酢酸ナトリウム					
121	酢酸ビニル樹脂					
122	酢酸フェネチル					
123	酢酸ブチル					
124	酢酸ベンジル					
125	酢酸1-メンチル					
126	酢酸リナリル					
127	サッカリン					
128	サッカリンナトリウム	無水物				
129	サリチル酸メチル					
130	酸化マグネシウム					
131	三酸化鉄					
132	次亜塩素酸水					
133	次亜塩素酸ナトリウム	塩素 4%				
134	次亜硫酸ナトリウム	85%				
135	シクロヘキシルプロピオン酸アリル					
136	L-システイン塩酸塩					
137	5'-シチジル酸二ナトリウム					
138	シトラール					
139	シトロネラル					
140	シトロネロール					

No.	品 名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
141	1,8-シネオール					
142	ジフェニル					
143	ジブチルヒドロキシルエン					
144	ジベンゾイルチアミン					
145	ジベンゾイルチアミン塩酸塩					
146	脂肪酸類					
147	脂肪族高級アルコール類					
148	脂肪族高級アルデヒド類					
149	脂肪族高級炭化水素類					
150	シュウ酸					
151	臭素酸カリウム					
152	DL-酒石酸					
153	L-酒石酸					
154	DL-酒石酸水素カリウム					
155	L-酒石酸水素カリウム					
156	DL-酒石酸ナトリウム					
157	L-酒石酸ナトリウム					
158	硝酸カリウム					
159	硝酸ナトリウム					
160	食用赤色 2 号					
160-2	食用赤色 2 号アルミニウムレーキ					
161	食用赤色 3 号					
161-2	食用赤色 3 号アルミニウムレーキ					
162	食用赤色 40 号					
162-2	食用赤色 40 号アルミニウムレーキ					
163	食用赤色 102 号					
164	食用赤色 104 号					
165	食用赤色 105 号					
166	食用赤色 106 号					
167	食用黄色 4 号					
167-2	食用黄色 4 号アルミニウムレーキ					
168	食用黄色 5 号					
168-2	食用黄色 5 号アルミニウムレーキ					
169	食用緑色 3 号					
169-2	食用緑色 3 号アルミニウムレーキ					
170	食用青色 1 号					
170-2	食用青色 1 号アルミニウムレーキ					
171	食用青色 2 号					
171-2	食用青色 2 号アルミニウムレーキ					
172	ショ糖脂肪酸エステル					
173	シリコーン樹脂					
174	シンナミルアルコール					
175	シンナムアルデヒド					
176	水酸化カリウム *	*				
177	水酸化カルシウム					
178	水酸化ナトリウム *	*				
179	スクラロース					
180	ステアリン酸カルシウム					
181	ステアリン酸マグネシウム					
182	ステアロイル乳酸カルシウム					
183	ソルビタン脂肪酸エステル					
184	D-ソルビトール *	*				
185	ソルビン酸					
186	ソルビン酸カリウム					

企業名	電話番号 () () () 内線()	企業番号 ※			
所在地	担当部門	記入者氏名			

※宛名シール上の「企業番号」を記入してください。

該当なし	
------	--

調 査 票 I 3

No.	品 名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
187	炭酸アンモニウム					
188	炭酸カリウム (無水)					
189	炭酸カルシウム					
190	炭酸水素アンモニウム					
191	炭酸水素ナトリウム					
192	炭酸ナトリウム					
193	炭酸マグネシウム					
194	チアベンダゾール					
195	チアミン塩酸塩					
196	チアミン硝酸塩					
197	チアミンセチル硫酸塩					
198	チアミンチオシアン酸塩					
199	チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩					
200	チアミンラウリル硫酸塩					
201	チオエーテル類					
202	チオール類					
203	Ｌ-テアニン					
204	デカナール					
205	デカノール					
206	デカン酸エチル					
207	鉄クロロフィリンナトリウム					
208	2,3,5,6-テトラメチルピラジン					
209	デヒドロ酢酸ナトリウム					
210	テルピネオール					
211	テルペン系炭化水素類					
212	デンプングリコール酸ナトリウム					
213	デンプンリン酸エステルナトリウム					
214-1	銅塩類(グルコン酸銅)					
214-2	銅塩類 (硫酸銅)					
215	銅クロロフィリンナトリウム					
216	銅クロロフィル					
217	<i>d l</i> - α -トコフェロール					
218	DL-トリプトファン					
219	L-トリプトファン					
220	2,3,5-トリメチルピラジン					
221	DL-トレオニン					
222	L-トレオニン					
223	ナトリウムメトキシド					
224	ニコチン酸					
225	ニコチン酸アミド					
226	二酸化硫黄					
227	二酸化塩素					

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
228	二酸化ケイ素					
229	二酸化炭素					
230	二酸化チタン					
231	乳酸					
232	乳酸カルシウム					
233	乳酸鉄					
234	乳酸ナトリウム					
235	γ-ノナラクトン					
236	ノルビキシンカリウム					
237	ノルビキシンナトリウム					
238	バニリン					
239	パラオキシ安息香酸イソブチル					
240	パラオキシ安息香酸イソプロピル					
241	パラオキシ安息香酸エチル					
242	パラオキシ安息香酸ブチル					
243	パラオキシ安息香酸プロピル					
244	パラメチルアセトフェノン					
245	レーバリン					
246	パントテン酸カルシウム					
247	パントテン酸ナトリウム					
248	ビオチン					
249	L-ヒスチジン塩酸塩					
250	ビスベンチアミン					
251	ビタミンA * 3	*				
252	ビタミンA 脂肪酸エステル * 3	*				
253	ヒドロキシシトロネラル					
254	ヒドロキシシトロネラルジメチルアセタール					
255	ヒドロキシプロピルセルロース					
256	ヒドロキシプロピルメチルセルロース					
257	ピペロナール					
258	ピペロニルプトキシド					
259	氷酢酸 *	*				
260	ピリドキシン塩酸塩					
261	ピロ亜硫酸カリウム **	*				
262	ピロ亜硫酸ナトリウム **	*				
263	ピロリン酸四カリウム					
264	ピロリン酸二水素カルシウム					
265	ピロリン酸二水素二ナトリウム					
266	ピロリン酸第二鉄 *	*				
267	ピロリン酸四ナトリウム	無水物				
268	L-フェニルアラニン					
269	フェニル酢酸イソアミル					
270	フェニル酢酸イソブチル					
271	フェニル酢酸エチル					
272	フェノールエーテル類					
273	フェノール類					
274	フェロシアン化物					
274-1	フェロシアン化カリウム	無水物				
274-2	フェロシアン化カルシウム	無水物				
274-3	フェロシアン化ナトリウム	無水物				
275	ブチルヒドロキシアニソール					

企業名	電話番号 () () () 内線()	企業番号※			
所在地	担当部門	記入者氏名			

※宛名シール上の「企業番号」を記入してください。

該当なし	
------	--

調査票 I 4

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
276	フマル酸					
277	フマル酸ナトリウム					
278	フルフラール及びその誘導体					
279	プロパノール					
280	プロピオン酸					
281	プロピオン酸イソアミル					
282	プロピオン酸エチル					
283	プロピオン酸カルシウム					
284	プロピオン酸ナトリウム					
285	プロピオン酸ベンジル					
286	プロピレングリコール					
287	プロピレングリコール脂肪酸エステル					
288	ヘキサン酸					
289	ヘキサン酸アリル					
290	ヘキサン酸エチル					
291	ヘプタン酸エチル					
292	1-ペリラルデヒド					
293	ベンジルアルコール					
294	ベンズアルデヒド					
295	芳香族アルコール類					
296	芳香族アルデヒド類					
297	没食子酸プロピル					
298	ポリアクリル酸ナトリウム					
299	ポリイソブチレン					
300	ポリビニルポリピロリドン					
301	ポリブテン					
302	ポリリン酸カリウム					
303	ポリリン酸ナトリウム					
304	d-ボルネオール					
305	マルトール					
306	D-マンニトール					
307	メタリン酸カリウム					
308	メタリン酸ナトリウム					
309	DL-メチオニン					
310	L-メチオニン					
311	N-メチルアントラニル酸メチル					
312	メチルセルロース					
313	メチルβ-ナフチルケトン					
314	メチルヘスペリジン					
315	d1-メントール					
316	1-メントール					
317	モルホリン脂肪酸塩					